

別表			改正後	
北海道		都道府県	市町村	地 域
		(略)	斜里郡小清水町	(略)
		(略)		神浦(百四十五番五、百五十六番二、五、七及び八、百五十七番四、百五十八番一及び三、百五十九番一及び二、百六十三番二、百六十五番、百六十六番、百六十八番、百六十九番一、四及び五、百七十番一及び四、百七十二番三及び五、百七十六番二、百八十番二、二百七十七番、二百七十八番、二百八十一番一、二百八十一番二、二百二十三番二、三、十四及び十七、二百二十四番二、二百二十六番三、二百五十一番一及び八、二百五十二番二から
別表			改正前	
北海道		都道府県	市町村	地 域
		(略)	斜里郡小清水町	(略)
		(略)	神浦	

○農林水産省告示第千五百一号
植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年農林水産省告示第千八百二十七号(ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示)の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

令和八年九月三十日

農林水産大臣 築 和生

四まで、六、七、十、十二、十三、十七及び十八、二百五十三番、二百九十二番三、二百九十三番一、二百九十八番一及び二、三百二十五番一、三百二十六番一、三百二十七番一、三百二十九番、三百三十番二及び四、三百三十一番一及び三、三百三十六番、三百四十七番五、三百五十番三、三百五十一番一及び三、三百五十二番三、三百五十三番一、四及び六、三百五十四番一、三及び四、三百五十五番、三百六十三番一、三百六十四番一及び七、三百六十五番、三百六十六番、三百六十八番、三百六十九番、三百七十番一、三百七十一番一、三百七十三番二及び三、三百七十八番、三百七十九番二、三百八十二番、三百八十三番、三百八十五番一及び二、三百八十六番一から七まで、三百八十七番一、三百八十八番一、三百八十九番、三百九十番、三百九十二番、三百九十三番、三百九十四番、三百九十五番、三百九十六番一及び二、三百九十七番一、三百九十八番一及び二、四百番一、四百一番、四百四番二、四百八番、四百九番、四百九番一、三及び五から七まで、四百十番一、二及び三、四百十一番一及び二、四百十二番、四百十二番二、四百十三番一、四百十六番、四百十七番二、四百十八番、四百十九番、四百二十番、四百二十一番一、四百二十二番、四百二十三番、四百二十六番五、四百二十八番一、四百三十番、四百三十五番一、八、九及び十一、四百三十九番三、四百四十番一、三、四、八及び九、四百四十一番二、四百四十二番二及び三、四百五十一番一、四百五十七番一、四百五十八番二、四百五十九番一、四百六十番、四百六十一番、四百六十四番、四百六十七番二、四百六十八番一及び二、四百六十九番一、四百七十番、四百七十九番一、一及び三、四百八十二番二、四百八十三番二、四及び五、四百八十七番三、四百八十九番、四百九十三番一、四百九十七番一、三、四、六及び九、四百九十八番、四百九十九番一及び二、五百二番一、五百六番、五百十番、五百十一番、五百十二番一、二、四及び六、五百十三番、五百十四番二から四まで、五百十

この告示は、
附 則
公布の日から施行する。

(略)	
(略)	五番一、五百十六番一から三まで、五百十七番一から四まで、五百十八番一、五百二十番二、五百二十五番四、五百二十六番六、八及び九、五百二十七番、五百二十八番五及び六、五百二十九番三、五百三十番一及び四、五百三十一番一、五及び六、五百四十二番三、五百四十五番二、四及び五、五百四十六番四、五百四十七番、五百四十八番一及び二、五百四十九番二、三、五、九及び十二、五百五十番二及び四、五百五十二番六、九及び十、五百五十三番一、四、五及び十四、五百六十五番二及び三、五百六十六番三、五百六十七番一、五百六十九番五及び六、五百七十番五及び六、五百七十三番二、五百七十四番二及び三、五百七十五番、五百七十六番、五百七十七番一及び五、五百八十二番二及び三、五百八十六番一、四及び五、五百九十番、五百九十三番三、五百九十六番一、五百九十九番一、六百番三、六百一番一、六百二番一から四まで、六百四番二、三、九、十、十四、十九、二十、二十三及び二十四、六百十一番四及び五、六百十二番一並びに六百九十八番一に限る。）
(略)	
(略)	